

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
 （県例規集登載）

保健福祉課

○ 優良図書の特選

男女共同参画青少年課

○ 有害図書の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 の辞退

健康推進課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 開発許可を受けた開発行為に関する工事
 の完了

県民生活交通課
建築指導課

○
 ○
 ○
 ” ” ”

” ” ”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百二十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県救急勤務医支援事業費補助金の項、看護師等養成所運営費補助金の項、岡山県院内保育事業運営費補助金の項及び岡山県新人看護職員研修事業費補助金の項を削り、同部岡山県看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業費補助金の項中「岡山県看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業費補助金」を「岡山県看護職員

就業相談員派遣面接相談事業費補助金」に、

看護職員就業相談
員派遣面接相談モ
デル事業

を

看護職員就業相談
員派遣面接相談事
業

に改め、同部岡山県看護職員専門分野研修事業費補助金の項、

岡山県がん関係認定看護師養成促進事業補助金の項及び岡山県女性医師等就労環境改善事業補助金の項を削り、同部岡山県総合周産期母子医療センター運営費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医	病院の開設者等	1 医療介護連携体制整備事業 2 かかりつけ医認定事業 3 認知症ケアに係る医療連携体	事業ごとに知事が定める率
---------------------------	--------------------------------------	---------	---	--------------

療の提供及び
医療従事者の
確保

制整備事業

4 早期退院・地
域定着のための
連携強化事業

5 医院継承バン
クの設置

6 救急勤務医支
援事業

7 保健師、助産
師、看護師及び
准看護師養成所

の設備整備事業

8 新人看護職員
研修事業

9 看護師等養成
所運営事業

10 院内保育運営
事業

11 小児救急医療
拠点病院運営事
業

12 新卒訪問看護
師養成プログラ
ム作成・定着事
業

13 病床機能分化
・連携促進のた
めの基盤整備事
業

14 連携病院間の

業

表保健福祉部の部岡山県広域的水道水質検査施設整備費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県生活基盤施設耐震化等補助金	水道施設の耐震化等による公衆衛生の向上及び生活環境の改善	市町、一部事務組合等	1 水道施設等耐震化事業 2 水道事業運営基盤強化推進等事業	知事が別に定めた方法で算出した額
------------------	------------------------------	------------	-----------------------------------	------------------

			15 脳卒中超急性期治療のための画像伝送モデル事業	
			16 県北放射線治療体制整備事業	
			17 精神科病院との連携による在宅医療・支援体制の構築	
			18 岡山県地域包括ケア関係認定看護師養成促進事業	
			19 産科医等育成・確保支援事業	
			20 小児救急医療支援事業	
			画像情報の共有に関するモデル事業	

		3 官民連携等基盤強化推進事業	

表保健福祉部の部岡山県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県骨髓・末梢血幹細胞ドナー助成費補助金	骨髓及び末梢血幹細胞の移植の推進	市町村	1 ドナー助成事業 2 事業所助成事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、1については一回につき五万二千五百円、2については一回につき四万五千円を限度とする。
-----------------------	------------------	-----	------------------------	--

表保健福祉部の部岡山県少子化対策強化交付金の項の次に次のように加える。

岡山県第三子以降保育料無償化事業費補助金	子育て世帯の経済的負担の軽減	市町村	第三子以降の子に係る保育料の無償化又は軽減措置の拡大	補助基準額の二分の一。ただし、指定都市にあつては、補助基準額の三分の一
----------------------	----------------	-----	----------------------------	-------------------------------------

表保健福祉部の部岡山県身元保証人確保対策事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	児童養護施設等の入所児童等の生活の向上	児童養護施設等の設置者	1 入所児童等の生活環境改善事業 2 ファミリーホ	選定額と補助基準額のいずれか少ない額の十分の一
-------------------------	---------------------	-------------	------------------------------	-------------------------

平成28年10月7日 岡山県公報 第11828号

表保健福祉部の部岡山県地域包括ケア体制づくり市町村支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業分）	
岡山県地域医療介護総合確保	介護施設等の整備
市町村等	市町村
1 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） 2 人材育成等に関する事業所の認証評価制度	1 地域密着型サービス等整備助成事業 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業 4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
事業ごとに知事が定める額又は率	事業ごとに知事が定める額又は率

ホーム等開設支援事業 3 児童家庭支援センター開設支援事業

-
-
-
-
- 3 実施事業
地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業
 - 4 若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業
 - 5 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業
 - 6 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業
 - 7 介護未経験者に対する研修支援事業
 - 8 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業
 - 9 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業
 - 10 各種研修に係
-

-
-
-
-
- 18 介護従事者の
子育て支援のた
進事業
 - 17 管理者等に対
する雇用管理改
善方策普及・促
進事業
 - 16 新人介護職員
に対するエルダ
ー、メンター制
度等導入支援事
業
 - 15 介護予防の推
進に資するO
T、PT、ST
指導者育成事業
 - 14 権利擁護人材
育成事業
 - 13 地域包括ケア
システム構築に
資する人材育成
・資質向上事業
 - 12 認知症ケアに
携わる人材の育
成のための研修
事業
 - 11 潜在介護福祉
士の再就業促進
事業
 - る代替要員の確
保対策事業
-
-

業 施設運営支援事 めの施設内保育

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	もと こども	富安陽子 いとう ひろし	作 絵	ポプラ社	幼児
2	みてろよ！父ちゃん！！	くすのき しげのり 小 泉 るみ子	作 絵	文 溪 堂	小学生(低)
3	よむゾラネタリウム 夏の星座案内	野崎洋子 中西昭雄	文 写真	アリス館	”(中)
4	夢は牛のお医者さん	時田美昭 江 頭 路 子	作 絵	小 学 館	”(中)
5	バンドガール！	濱野京貴 志 村 子 貴	作 絵	偕 成 社	”(高)
6	Q→A	草野たき	著	講 談 社	中学生

◎岡山県告示第五百二十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	裏モノJAPAN 8月号別冊	鉄人社
2	〃	裏モノJAPAN 10月号	鉄人社
3	〃	恋愛白書パステラル 10月号	宙出版
4	〃	実話ナックルズ 10月号	ミリオネン出版

◎岡山県告示第五百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称 所在地

指定年月日

社会医療法人清風会津山ファミリーク
津山市高野本郷一二七九―二八
リニック

平成二十八年十月一日

◎岡山県告示第五百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称 所在地

社会医療法人清風会津山ファミリークリニック 津山市田町八六

辞退年月日

平成二十八年九月三十日

〔四二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域生活支援センターみまさか

三 代表者の氏名

絹田 啓一

四 主たる事務所の所在地

美作市北山一〇一四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らしている障害者（知的、身体、精神、発達、難病）の方（特に一人暮らしの方）や障害児本人やご家族、又生活困窮者本人やそのご家族（特に児童、高齢者）に対して、相談支援や緊急時に対応する活動（居場所や食事等の提供）や子供食堂及びフードバンク活動（無償で日常生活用品等の提供等）の実施、又障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業を行い、地域にお住まいの障害児者及び生活困窮者など社会的弱者と言われる方が安心して暮らせる地域作りに寄与することを目的とする。

〔四二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一四一七、一一四一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二二九一四ビッグベアーC二〇三

山崎 浩二

山崎加奈子

三 許可番号

岡山県指令建指第一二二二号

〔四二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一四一―九、一一四一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町六六八―二ヴィレエトワールF二一三

磯山 智彦

三 許可番号

岡山県指令建指第一二三号

〔四三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字大溝原一三四六一七、一三四六一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市玉原二丁目二四一六

江平 英壽

総社市上原四八二一七

江平 啓陽

三 許可番号

岡山県指令建指第一三〇号

〔四三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―二五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島二丁目一―二七リビングタウン連島D二〇一

板谷 俊昭

板谷 梨奈

三 許可番号

岡山県指令建指第一六〇号